改　正　後	改　正　前
1　（略）	1　（略）
2　規則第18条第１項第４号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。	2　規則第18条第１項第４号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職	二　主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第９条第１項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第３条第２項第３号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職	（新設）
⑶・⑷　（略）	⑵・⑶　（略）
三　（略）	三　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）

2　この決定による改正は、令和７年５月１日から効力を発生する。